

議案第14号

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月2日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 宮本和宏

## 滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員（以下「職員」という。）の育児休業等について必要な事項を定めるものとする。

（派遣された職員の育児休業等）

第2条 市町、滋賀県その他の団体（以下「市町等」という。）から派遣された職員の育児休業等は、当該職員を派遣した市町等における育児休業等に関する規定の例による。この場合において、広域連合長は、必要に応じ、申請の方法その他の育児休業等に係る事務の取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

（滋賀県職員の育児休業等に関する条例の準用）

第3条 職員（前条に規定する職員を除く。）の育児休業等は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。